（別紙７）

年　月　日

様

大阪市水道局長

児童手当認定通知書

児童手当については、次のとおり認定しましたので通知します。

なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に大阪市長に対して審査請求をすることができます。

手 当 月 額　　円（支給対象児童数　　人）

（うち児童手当分　　円（算出基礎児童数　　人））

支給開始年月　　年　　月

（注意）

①　６月中に「児童手当現況届」を提出してください。提出がないと児童手当が差し止められます。

②　扶養する児童数が変動したとき、受給資格がなくなったとき、振込口座を変更するとき等は、所定の手続きをしてください。

③　２月～５月分を６月７日に、６月～９月分を 10 月７日に、10 月～１月分を２月７日にそれぞれ支払います。（７日が土曜日の場合は前日に、日曜日でその翌日が祝日である場合は前々日に、それ以外の日曜日又は祝日の場合は翌日に支払います。）

（連絡先）大阪市水道局総務部職員課研修・厚生担当

（担当：　　内線：　　-　　）